

## 入札説明書

関東地方整備局のR6西の洲甘田入地区整備外工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本工事は、入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官とは別の事務所（関東地方整備局利根川下流河川事務所）において行う工事である。

また、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、当該工事に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本工事は、総合評価落札方式（施工能力評価型II型）「地域密着工事型」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和4年4月1日より、施工体制確認及び低入札価格調査に関する調査基準の計算式が改定された（詳細は別紙参照）。

### 1. 公告日 令和6年2月1日

### 2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 山本 陽子

茨城県潮来市潮来3510

### 3. 工事概要

(1) 工事名 R6西の洲甘田入地区整備外工事（電子入札対象案件）  
(電子契約対象案件)

(2) 工事場所 茨城県稻敷市西の洲甘田入地先

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書

(6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型II型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(7) 本工事は申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。  
ただし、以下の点に留意すること。

①当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること

と。

提出方法：紙入札方式参加承諾願を郵送、託送又は電子メール（書留郵便等、記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信確認を行うこと。以下「郵送等」という。）するものとし、持参は認めない。ただし、電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を必ず記入すること。

提出先：関東地方整備局 利根川下流河川事務所 経理課

〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

電話 0478-52-6362

受付期間：別表-1のとおり。

②電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

③以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

(8) 本発注工事は、別表-2に示す試行等の対象工事である。

#### 4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち維持修繕工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 下記に示す市町村内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が下記に示す市町村内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）

茨城県：神栖市、鹿嶋市、鉾田市、潮来市、行方市、小美玉市、稲敷市、牛久市、龍ヶ崎市、つくば市、土浦市、石岡市、取手市、笠間市、かすみがうら市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、東茨城郡茨城町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町、水戸市、桜川市、筑西市、下妻市、ひたちなか市、常総市、坂東市、守谷市、結城郡八千代町

千葉県：銚子市、香取市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡東庄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、印旛郡栄町、富里市、印西市、我孫子市、山武市、佐倉市、柏市、山武郡横芝光町、山武郡芝山町、印旛郡酒々井町

(5) 別表-1の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）、（イ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）（ただし、異工種

建設工事共同企業体については適用しない。))

- (ア) 公共工事における除草工事であること。
- (イ) 公共工事における維持修繕工事であること。

上記(ア)、(イ)は同一工事でなくてもよい。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記(ア)、(イ)の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。本発注工事は、工事の始期日より主任（監理）技術者の専任を要する工事である。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

なお、申請書に記載する主任（監理）技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

- ・公的な証明書
- ・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

- 1) 主任技術者は、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ① 1級建設機械施工管理技士（旧1級建設機械施工技士）の資格を有する者
- ② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- ③ 2級建設機械施工管理技士（旧2級建設機械施工技士）の資格を有する者
- ④ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑤ 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者（イについては、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者。）
- ⑥ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- ⑦ 1級建設機械施工管理技士（旧1級建設機械施工技士）の資格を有する者
- ⑧ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限

る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者

⑨これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- 2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記（5）（ア）、（イ）に掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事でなくてもよい。

また、申請できる同種工事の工事経験は2件までとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記（5）（ア）、（イ）の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の工事経験として認める。

- 3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

- 4) 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

- 5) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

- 6) 監理技術者等の死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか受注者の責によらない理由により工期が延長された場合等における監理技術者等の途中交代については、「「監理技術者制度の運用等について」の一部改正について」（令和5年3月30日付け国会公契第48号、国官技第389号、国営計第186号）に基づき、適切に対応する。

- (8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体

として申請書及び資料を提出することはできない。

- (9) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日（以下、「審査基準日」という。）から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 本発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と（12）1）2）3）に示す資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と（12）1）2）3）に示す資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。  
「本発注工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。  
該当なし
- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- 1) 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。  
①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（②において同じ。））と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（②において同じ。））の関係にある場合  
②親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- 2) 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。  
①一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  
(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  
(ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  
(ハ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役  
(二) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役  
ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役  
ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）  
ニ) 組合の理事  
ホ) その他業務を執行する者であって、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者  
②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わぬこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

## 5. 入札手続における担当部局

(技術的事項を除く。)

〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

電子メール送付先 : ktr-tonege-keiri@mlit.go.jp

関東地方整備局 利根川下流河川事務所 経理課

電話 0478-52-6362

(技術的事項。)

〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

関東地方整備局 利根川下流河川事務所 品質確保課

電話 0478-52-9704

## 6. 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. 競争参加資格に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. 競争参加資格 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び (3) から (14) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2) に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 4. 競争参加資格の企業の同種工事の施工実績及び配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び工事経験をもって行う。

(3) 申請書は、別記様式-1により作成し、該当箇所をチェックした「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表」（別記様式-1-1）を必ず添付すること。

なお、競争参加資格の確認及び評価は、審査基準日をもって行うものとする。

(4) 資料は次に従い作成すること。

下記①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の

工事経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績」（別記様式－2）、「配置予定の主任（監理）技術者の資格・工事経験」（別記様式－3）の「工事経験の概要」に記載する工事について、平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

また、記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されている場合は、C O R I N Sの写しを提出することとし、登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）（以下「C O R I N S等」という。）の写しを提出するものとする。

なお、C O R I N S等での記載内容で同種工事の施工実績、配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図、配置予定主任（監理）技術者の従事状況を確認できる資料等を必ず添付すること。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による実績の場合も同様とするが、C O R I N S等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもって代えることができる。

同種工事の施工実績と配置予定の主任（監理）技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

#### ①同種工事の施工実績

4．競争参加資格に掲げる資格があることを判断できる企業の同種工事の施工実績を別記様式－2に記載すること。

記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、各構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績の場合は、協定書の写しを添付すること。

#### ②配置予定技術者の資格等

1) 4．競争参加資格に掲げる資格があることを判断できる配置予定の主任（監理）技術者の資格、同種工事の工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式－3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。裏面の監理技術者講習修了履歴が確認できない場合、監理技術者講習修了証若しくは監理技術者講習受講証明書の写しも併せて提出し、講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないことが確認できるようにすること。）。

また、主任技術者として申請する場合の資格者証の写しについて、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類を提出する場合は、合格証明書の写しを提出すること。ただし、合格証明書の交付を受けていな

い場合は、指定試験機関が通知する合格通知書の写しの提出でもよい。

登録基幹技能者講習修了証を有することを証明する書類を提出する場合は、講習修了証の写しを提出すること。なお、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証の別については、別記様式－3【別添】による。

記載及び申請できる同種工事の工事経験の件数は2件までとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、その場合各候補技術者とも競争参加資格の要件を満たしていること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、同種工事の工事経験については1社の配置予定の主任（監理）技術者について記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての経験の場合は、協定書の写しを添付すること。

2) 申請した配置予定技術者が以下の①又は②に該当することとなった場合には、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

また、入札後又は開札から落札予定者の通知を受けるまでの間に該当することとなったときは、直ちに5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に申し出ること。

①同一の技術者を重複して他の工事の配置予定者とする場合において、以下のア) 又はイ) に該当した場合。

ア) 他の工事を落札（落札予定者の通知を受けた場合を含む。）したことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなった場合。

イ) 他の工事において低入札価格調査を受けた（受けている）ことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなる可能性がある場合。

②配置予定技術者が、死亡、疾病、出産、育児、介護、退職等極めて特別な場合でやむを得ない理由により配置することができなくなった場合。

なお、申請後に工期延期により本発注工事と重複し、配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなった場合も、同様に申し出ること。

これらの行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

### ③特例監理技術者の配置

本工事は、特例監理技術者の配置を認める。

1. 本工事において、特例監理技術者の配置を行う予定の場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。  
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を同一の工事とみなす。)

(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は下記①又は②の市町村内の工事でなければならない。

①茨城県：神栖市、鹿嶋市、鉾田市、潮来市、行方市、小美玉市、稲敷市、牛久市、龍ヶ崎市、つくば市、土浦市、石岡市、取手市、笠間市、かすみがうら市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、東茨城郡茨城町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町、水戸市、桜川市、筑西市、下妻市、ひたちなか市、常総市、坂東市、守谷市、結城郡八千代町

②千葉県：銚子市、香取市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡東庄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、印旛郡栄町、富里市、印西市、我孫子市、山武市、佐倉市、柏市、山武郡横芝光町、山武郡芝山町、印旛郡酒々井町

(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 特例監理技術者の配置を行う予定である場合は、上記1.の規定を満たすことを確認するため、別記様式一8にレ又は■を記載し提出すること。

## 7. 総合評価の項目

### (1) 評価の項目

#### ①企業の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を20点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
同種工事の施工実績 (過去15年間) 「4. 競争参加資格で求めた 過去の施工実績を満たすこ	より高い同種性が認められる。 「公共工事における除草面積が1,000,000m <sup>2</sup> 以上の実績」	1
	同種性が認められる。	0

とを証明するため提出された施工実績と本発注工事の同種性。なお、対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする」	「上記以外の同種工事の実績」	
工事成績（過去3年間） 「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点」	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満（含実績なし）	3 2 1 0
都県・政令市における工事成績（過去3年間） 「対象の都県・政令市発注工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点」	【茨城県】 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満（含実績なし）	3 2 1 0
	【千葉県】 77点以上 72点以上77点未満 67点以上72点未満 67点未満（含実績なし）	3 2 1 0
	【千葉市】 79点以上 74点以上79点未満 69点以上74点未満 69点未満（含実績なし）	3 2 1 0
工事成績（減点要素） 「審査基準日の属する月から過去1年間で、本発注工事の工事種別による総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事において、工事成績評定点が65点未満	65点未満あり 65点未満なし	-5 0

	と通知された工事の有無」		
優良工事等表彰受賞の有無 「関東地方整備局（港湾空港 関係を除く。）発注工事に おいて、評価対象年度に受 賞した優良工事等表彰の有 無」	優良工事表彰（局長表彰）あり 都県等における関東地方整備局の局長表彰相当 の表彰あり	2	
	優良工事表彰（部長、事務所長表彰）あり 都県等における関東地方整備局の部長・事務所 長表彰相当の表彰あり	1	
	安全管理優良受注者表彰あり	1	
	表彰なし	0	
事故及び不誠実な行為 「審査基準日時点における、 右欄に掲げる措置等の有 無」 (最大－12点)	口頭注意 文書注意 かし修補の請求日から修補完了（引渡日）まで の期間である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまで の期間である	-2 -4 -4 -4	
(地域精通度) 近隣地域内での施工実績 本発注工事の工事種別にお ける「過去10年間の近隣地 域内での施工実績」	施工実績有り 施工実績なし	2 0	
(地域精通度) 緊急時の施工体制 「4. (4) に示す市町村内 における、本店（本社）所 在の有無」	「4. (4) に示す市町村内」に本店（本社） がある。 「4. (4) に示す市町村内」に本店（本社） がない。	2 0	
(地域貢献度) 災害協定の有無 「施工都県内に本店（本社） ・支店・営業所を有する企業 において、審査基準日にお ける行政機関等との災害協 定の有無」	「霞ヶ浦河川事務所」と締結した災害協定あり 「関東地方整備局本局」と締結した災害協定 (都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部 等)あり。 施工都県内における国の機関・地方公共団体・ 特殊法人等と締結した災害協定あり 協定なし	2 1 1 0	
(地域貢献度) 災害協定等に基づく活動実績 の有無 「過去3年間（なお、平成3 0年4月1日から平成31 年3月31日までの災害活 動等の実績は含む）の行政 機関等との災害協定等に基	a) 施工都県内において実施された「関東地方 整備局本局」又は「関東地方整備局 霞ヶ浦河 川事務所」と締結した災害協定に基づく「緊急 復旧工事」の実績あり 施工都県内において実施された「緊急復旧工 事」の実績により、「関東地方整備局本局」又 は「関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所」から 発行された「災害活動証明書」についても同等	2	

「つく災害活動等の実績の有無」	評価とする	
	b) 施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」（以下、「支援等」という。）の実績あり 施工都県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局又は関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする	1
	c) 施工都県内において実施された国の機関（「関東地方整備局本局」、「関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、関東地方整備局各事務所（「関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所」を除く）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする	1
	d) 施工都県内に本店が所在し、「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり 施工都県内に本店が所在し、「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により関東地方整備局本局又は関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする	1
	e) 災害活動実績なし	0
「難工事施工実績」「難工事指定」対象工事の施工実績  「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、「難工事指定」された工事のうち、評価対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の工事の施工実績の有無」	実績あり	1
	実績なし	0
表彰	表彰あり	1

「関東地方整備局(港湾空港 関係を除く。)発注工事に おいて、評価対象年度に受 賞した、「難工事功労表 彰」、「新技術活用生産性 向上工事表彰（霞ヶ浦河川 事務所独自）」、「霞ヶ浦 河川事務所独自の功労・貢 献表彰等」のいずれかの有 無」	表彰なし	0
「35歳以下の若手技術者（以 下、「若手技術者」とい う。）の活用及び資格 「本発注工事において、配置 予定の主任（監理）技術者 以外（現場代理人又は担当 技術者）に若手技術者の活 用及び若手技術者の資格の 有無」	本発注工事において活用し、資格あり	2
	本発注工事において活用し、資格なし	1
	活用しない	0
週休2日制適用工事の施工実 績  「審査基準日以前に取得した 関東地方整備局（港湾空港 関係、営繕工事を除く。） の「週休2日制適用工事に おける履行実績取組証」の 有無」	①取組証あり (4週8休(28.5%)以上の実績)  ②取組証あり (4週6休(21.4%)以上4週8休(28.5%)未満の実績)  ③取組証なし	2 1 0

## ②配置予定技術者の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。  
なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を20点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔配置予定技術者の能力〕		
同種工事の工事経験 (過去15年間)	より高い同種性が認められる。 「公共工事における除草面積が1,000,000m <sup>2</sup> 以上の経験」	6
「4. 競争参加資格で求め た過去の工事経験を満た すことを証明するため提 出された工事経験と本発 注工事との同種性。な お、本発注工事の工事種 別（大臣官房官庁営繕部 所掌の工事又は地方整備	高い同種性が認められる。 「公共工事における除草面積が700,000m <sup>2</sup> 以上の経験」	3
	同種性が認められる。 「上記以外の同種工事の経験」	0

局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）以外の工事については本発注工事の工事種別は問わない。）における対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする」		
同種工事の工事成績 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事が、大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）であり、かつ本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事である場合の工事成績評定点」	80点以上	6
	75点以上80点未満	3
	70点以上75点未満	1
	70点未満（含実績なし）	0
都県・政令市における工事成績 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事が、対象の都県・政令市発注工事であり、かつ本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事である場合の工事成績評定点」	【茨城県】 80点以上	6
	75点以上80点未満	3
	70点以上75点未満	1
	70点未満（含実績なし）	0
	【千葉県】 77点以上	6
	72点以上77点未満	3
	67点以上72点未満	1
	67点未満（含実績なし）	0

	【千葉市】 79点以上	6
	74点以上79点未満	3
	69点以上74点未満	1
	69点未満（含実績なし）	0
優秀工事技術者表彰 ・「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、評価対象期間に受賞した優秀工事技術者表彰の有無」 ・「都県・政令市の発注した工事において、評価対象期間に受賞した都県政令市の定めた表彰制度による各種表彰の有無」 ・「評価対象期間に受賞した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による表彰の有無」	・局長表彰あり ・都県等における関東地方整備局の局長表彰相当の表彰あり ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された「国土交通大臣賞」の表彰あり  ・部長、事務所長表彰あり ・都県等における関東地方整備局の部長・事務所長表彰相当の表彰あり ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された「国土交通大臣奨励賞」の表彰あり  表彰無し	4 2 0
難工事施工経験 「難工事指定」対象工事の施工経験 「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、「難工事指定」された工事のうち、評価対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の工事の施工経験の有無」	実績あり  実績なし	1 0
表彰 「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、評価対象年度に受賞した「難工事功労表彰」、「霞ヶ浦河川事務	表彰あり  表彰なし	1 0

所独自の功労・貢献表彰等」のいずれかの有無」		
過去の同種工事の工事経験 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験の従事立場。なお、本発注工事の工事種別（大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）以外の工事については本発注工事の工事種別は問わない。）で、主任（監理）技術者（特例監理技術者含む）または現場代理人として従事していた場合に評価する。」	主任（監理）技術者、または現場代理人として経験あり 担当技術者として経験あり	1 0
継続教育（C P D ・ C P D S）の取得状況	継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)	1
	継続教育の証明なし	0

### ③賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
賃上げの実施を表明した企業等	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	3
	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
	表明なし	
賃上げ基準に達していない	公告日から過去1年以内に財務省主計局から減	- 4

場合等（減点）	点措置の通知を受けている場合	
	受けていない場合	0

賃上げ表明書の評価（加点）を実施する適用期間については関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>）に掲載している。

#### ④施工体制（施工体制評価点）

施工体制に関する審査は、下記の評価項目について行うものとし、開札後において、提出を求める工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求められる資料等により審査をする。なお、最高点を30点とする。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0

（2）申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

（3）総合評価に関する各種ペナルティ

①若手技術者を配置すると申請したにもかかわらず配置しなかった場合、受注者の責により配置されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を3点減ずる。また、配置予定の主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間配置しなかった場合についても、ペナルティとして工事成績評定を3点減ずる。

#### 8. 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等

総合評価に関する資料は次に従い作成すること。

なお、評価は、審査基準日をもって行うものとする。

## (1) 企業の技術力について

### ①同種工事の施工実績

競争参加資格の確認のために提出された施工実績のうち、評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事を評価する。（別記様式－2）

評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、C O R I N S 等での記載内容で、より高い同種性等の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

また、4. 競争参加資格において、同種工事の施工実績を複数申請した場合は、評価点が最も高い同種工事の施工実績により、評価する。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の実績の場合は、代表者の場合にのみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の実績の場合は、協定書による分担工事の実績のみ評価する。
- ・異工種建設工事共同企業体の実績の場合は、協定書による分担工事の実績のみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（甲型）の実績の場合は、代表者の場合にのみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（乙型）の実績の場合は、協定書による分担工事の実績のみ評価する。

### ②工事成績（過去3年間）

工事成績について、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点を評価する。評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、当該評価項目における様式の記載及び資料の添付は不要とする。

### ③都県・政令市における工事成績（過去3年間）

都県・政令市における工事成績について、茨城県、千葉県、千葉市発注工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事の実績及び成績を別記様式－2－1に記載すること。評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、同一発注機関において2件の工事成績がある場合にのみ評価し、2件以外の工事成績を記載した場合は評価しない。工事成績が65点未満の工事については実績として認めない。

2件の工事成績の平均とし、小数第一位を四捨五入した整数の工事成績評定点をもって評価する。

また、工事内容が確認できるC O R I N S 等及び工事成績が確認できる資料（工事成績評定通知書等）を添付すること。C O R I N S 等での記載内容で、施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

ただし、関東地方整備局（港湾空港部を除く。）の成績が確認された場合は、関東地方整備局（港湾空港部を除く。）の工事成績で評価する。

### ④優良工事等表彰受賞の有無

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において評価対象年度に受賞した優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰の有無を別記様式－1－1に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

都県等における関東地方整備局の局長表彰相当の表彰とは茨城県建設業者表彰【企業】（知事）、千葉県優良建設工事表彰（知事）を言い、都県等における関東地方整備局の部長・事務所長表彰相当の表彰とは茨城県建設業者表彰【企業】（部長等）を言う。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

優良工事表彰は本発注工事の工事種別に限定するものではない。また、申請できる件数は1件とする。

安全管理優良受注者表彰は、本発注工事の工事種別に限り評価する。また、申請できる件数は1件とする。

なお、優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰の両方を申請してもよいが、評価点は2点を上限とする。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に表彰がある場合に限り評価するため、それぞれの実績を記載すること。

#### ⑤近隣地域内の施工実績

本発注工事の工事種別における評価対象期間に元請けとして完成・引き渡しが完了した近隣地域内における維持修繕工事で、完成時の受注金額が500万円以上の施工実績の有無を別記様式－1－1に記載し、近隣地域内での施工実績がある場合、別記様式－4に記載すること。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

近隣地域とは4.（4）に示す市町村内とする。

ただし、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が元請けとしての施工実績がある場合に限り評価するため、それぞれの実績を記載すること。

#### ⑥災害協定の有無

災害協定の有無を別記様式－1－1に記載すること。協定がある場合、協定書の写しを提出すること。なお、添付する協定書が協会等の団体による協定である場合には、協会に所属していることが証明できるものを添付すること。また、提出された協定書の写しにおいて、審査基準日における当該協定の有効性が証明できなければ評価しない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員について災害協定がある場合に評価するため、それぞれの協定を記載すること。

#### ⑦災害協定等に基づく活動実績の有無

評価対象期間に、完成・引渡しが完了した災害協定又は災害発生時の要請等に基づく活動による地域貢献の実績の有無を別記様式－1－1に記載し、活動実績がある場合、別記様式－5に記載すること。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

災害協定に基づく災害工事等の実績または、関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」がある場合に評価する。

なお、実績として申請できる件数は1件とする。

災害協定による活動の場合、実績を証明する協定書及び当該協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を提出すること。提出がない場合は実績として認めない。なお、国の機関、地方公共団体、特殊法人等と協会等により締結された協定に基づく活動

においても対象とする。

災害発生時の要請による活動の場合、関東地方整備局本局又は各事務所が発行した災害活動証明書の写しを提出すること。提出がない場合は実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に災害協定等に基づく活動による実績がある場合に評価するため、それぞれの実績を記載すること。

#### ⑧難工事施工実績

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、難工事指定された工事の施工実績の有無を、別記様式－1－1に記載すること。なお、難工事指定された工事のうち評価対象期間に元請として完成・引渡が完了した工事で、評定点合計が70点以上の実績について評価する。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

公告文又は入札説明書（随意契約の場合は見積依頼書又は見積説明書）の写し（当該工事件名及び当該工事が難工事指定の試行対象工事であることが証明できる部分）及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に難工事指定された工事の施工実績がある場合に評価するため、それぞれの施工実績を記載すること。

#### ⑨表彰

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、評価対象年度に受けた「難工事功労表彰」、「新技術活用生産性等向上工事表彰（霞ヶ浦河川事務所独自）」、「霞ヶ浦河川事務所独自の功労・貢献表彰等」のいずれかの有無を別記様式－1－1に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

ただし、「新技術活用生産性等向上工事表彰（霞ヶ浦河川事務所独自）」及び「霞ヶ浦河川事務所独自の功労・貢献表彰等」については、本発注工事の事務所の表彰のみを対象とする。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に同一種類の表彰の受賞がある場合に評価するため、それぞれの表彰を記載すること。

#### ⑩35歳以下の若手技術者の活用及び資格

本発注工事を施工する際に、若手技術者の専任配置の有無及び資格を、別記様式－1－1に記載すること。なお、現場代理人又は担当技術者として専任配置する場合にのみ評価し、配置予定の主任（監理）技術者として配置する場合は評価しない。

ただし、担当技術者で配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間配置しなければならない。

また、直接的な雇用関係であること。なお、雇用期間は問わない。

資格とは1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補、2級土木施工管理技士補、1級建設機械施工管理技士（旧1級建設機械施工技士）、2級建設機械施工管理技士（旧2級建設機械施工技士）、1級建設機械施工管理技士補、2級建設機械施工管理技士補、4.競争参加資格（7）1)②⑥とし、資格を有している場合記載すること。その場合、合格証明書の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、合格証明書の交付を受けていない場合は、指定試験機関が通知する合格通知書の写しの提出でもよい。

複数の若手技術者を申請した場合、評価点の合計値が最も低い若手技術者を評価するものとする。なお、配置する若手技術者は1名で良い。

若手技術者を配置すると申請した場合において、入札までに配置予定の若手技術者を配置することができず、かつ、当初配置予定の若手技術者と同等以上の者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

また、入札から落札予定者の通知を受けるまでの間に他の工事を落札したことにより申請した配置予定の若手技術者を配置することができず、かつ、当初配置予定の若手技術者と同等以上の者を配置できないときは、直ちに5. の入札手続きにおける担当部局（技術的事項を除く。）に申し出ること。当該参加者の入札を無効とする。

#### ⑪週休2日制適用工事の施工実績

関東地方整備局（港湾空港関係、営繕工事を除く。）の発注した工事において取得した「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無を別記様式－1－1に記載し、取得している場合、「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の写しを必ず添付するものとし、添付が無い場合は評価しない。

なお、評価対象期間については、審査基準日から過去1年間とする。そのため、添付された「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の写しに記載された発行日から審査基準日までの期間が1年を超えている場合は評価しない。

また、経常建設共同企業体にあっては、代表者の「週休2日制適用工事における履行実績取組証」がある場合に評価するため、代表者の取組証の写しを添付すること。

#### （2）配置予定技術者の技術力について

- ① 申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、配置予定技術者の能力に係るものについては、評価点の合計値が最も低い候補技術者をもって評価をするものとする。
- ② 配置予定の主任（監理）技術者が、配置予定技術者の能力の各評価項目（継続教育（CPD・CPDS）の取得状況を除く）における評価の対象期間に、産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。

また、評価の対象期間に事業促進PPPに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。

なお、事業促進PPPとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。従事期間及び取得期間を評価の対象期間以前の期間に加える場合は、別記様式－1－1に記載すること。

#### ③同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験のうち、本発注工事の工事種別（大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）以外の工事については本発注工事の工事種別は問わない。）における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事を評価する。（別記様式－3）

評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、C O R I N S等での記載内容で、より高い同種性等の工事経験が不明な場

合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図、配置予定主任（監理）技術者の従事状況を確認できる資料等を必ず添付すること。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による実績の場合も同様とするが、C O R I N S等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもって代えることができる。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の経験の場合は、代表者の場合にのみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の経験の場合は、協定書による分担工事の経験のみ評価する。
- ・異工種建設工事共同企業体の経験の場合は、協定書による分担工事の経験のみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（甲型）の経験の場合は、代表者の場合にのみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（乙型）の経験の場合は、協定書による分担工事の経験のみ評価する。

#### ④同種工事の工事成績

競争参加資格の確認のために提出された同種工事の工事経験が、大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）であり、かつ本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事である場合の工事成績評定点について、評価する。（別記様式－3）

評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

#### ⑤都県・政令市における工事成績

競争参加資格の確認のために提出された工事経験が、茨城県、千葉県、千葉市発注工事であり、本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事である場合の工事成績評定点について、評価する。（別記様式－3）

評価対象期間は別表－1のとおり。

工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

#### ⑥優秀工事技術者表彰

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、評価対象期間に受賞した優秀工事技術者表彰の有無を別記様式－3に記載すること。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

都県等における関東地方整備局の局長表彰相当の表彰とは茨城県建設業者表彰

【技術者】（知事）を言い、都県等における関東地方整備局の部長・事務所長表彰相当の表彰とは茨城県優秀主任（監理）技術者表彰（事務所長）（農林水産部、土木部）、茨城県企業局建設業者表彰【技術者】（企業局長）、茨城県企業局建設業者表彰【技術者】（事務所長）を言う。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による局長表彰相当の表彰とは国土交通大臣賞を言い、部長・事務所長表彰相当の表彰とは国土交通大臣奨励賞を言う。

いずれも表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

なお、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による表彰状が表彰応募を行った企業等に未達の場合等、競争参加者が表彰状の写しを提出出来ない場合は、国土交通省が表彰対象を当該企業等に通知した文書をもってそれに代えることが出来る。

申請できる件数は1件とする。各年度で複数回受賞していても、重複しての評価はしない。複数申請した場合は評価点が最も高い表彰を評価する。

#### ⑦難工事施工経験

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、難工事指定された工事の施工経験の有無を、別記様式－1－1に記載すること。なお、難工事指定された工事のうち評価対象期間に元請として完成・引渡が完了した工事で、評定点合計が70点以上かつ該当工事に主任（監理）技術者または現場代理人として従事した経験について評価する。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

公告文又は入札説明書（随意契約の場合は見積依頼書又は見積説明書）の写し（当該工事件名及び当該工事が難工事指定の試行対象工事であることが証明できる部分）及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

#### ⑧表彰

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、評価対象年度に受けた「難工事功労表彰」、「霞ヶ浦河川事務所独自の功労・貢献表彰等」のいずれかの有無を別記様式－1－1に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

なお、難工事功労表彰については、該当工事に主任（監理）技術者または現場代理人として従事した場合のみ評価する。

また、霞ヶ浦河川事務所独自の功労・貢献表彰等については、主任（監理）技術者として表彰された場合のみ評価する。

#### ⑨過去の同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験の従事立場。なお、本発注工事の工事種別（大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）以外の工事については本発注工事の工事種別は問わない。）で、主任（監理）技術者（特例監理技術者含む）または現場代理人として従事していた場合に評価する。（別記様式－3）

#### ⑩継続教育（C P D・C P D S）の取得状況

継続教育（C P D・C P D S）の取得状況について別記様式－1－1に記載すること。

なお、審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育（C P D・C P D S）の推奨単位以上を取得したことを示す証明書（以下、「証明書」という。）の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

証明書は、審査基準日から過去1年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（C P D・C P D S）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

評価にあたっては、証明期間を年単位で評価する。なお、証明期間とは、証明書に

記載されている「対象期間」、「証明期間」等であり、受講した日付より算出するものではない。

- ⑪ 4. 競争参加資格において、配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験を複数申請した場合は、③同種工事の工事経験、④同種工事の工事成績、⑤都県・政令市における工事成績、⑨過去の同種工事の工事経験の合計の評価点が最も高い同種工事の工事経験により評価する。

### （3）賃上げの実施に関する評価

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別記様式－9－1又は別記様式－9－2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙－2）を提出すること（提出がない場合は加点しない）。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに関東地方整備局総務部契約課が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－3）の「「10 主要科目」」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－3）を原則として当該事業年度終了月の月末から3ヶ月以内に提出すること。（※3）

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※1及び2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－4）を翌年の3月末までに提出すること。（※3）

複数の受注案件がある場合は全ての受注件名を記載して一度に提出することも可能とする。詳細は契約締結後、別途周知する。

問い合わせ先及び提出方法は以下のとおり。

#### ① 賃上げ実施の確認に関する問い合わせ先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2－1

関東地方整備局総務部契約課調査係

電話：048-601-3151

## ②提出方法

確認書類は、原則として、契約締結後、別途周知する電磁的方法によって提出するものとする。

上記の期限までに書類が提出されない場合（※3）又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

※1 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙－3の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙－4の「支払金額」とする。

※2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙－5のとおりである。

※3 賃上げを開始する月が、事業年度開始月よりも、また暦年においては1月よりも後になる場合においては、賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができるため、契約締結後、別途周知する電磁的方法により賃上げ実施期間と例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していることがわかる書類（任意様式）を提出するものとする。なお、確認書類の提出期限は当該評価期間の終了月の月末から3ヶ月以内とする。ただし、法人税概況説明書を提出する場合であって、法人税法第75条の2の規定により、法人税申告書の提出期限の延長を行う場合は、同法の規定により延長された法人税申告書の提出期限とする。また事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げの実施期間とする場合は、事業年度終了月の月末から3ヶ月以内とする。

ただし、以下の①～③に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することが出来なかった者については、減点措置を課さないこととする。

① 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

② 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

③ ①及び②に該当しない場合であっても、次のI～IIIのような自らの責によら

ない場合でかつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。なお、事実を客観的に証する書類とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

- I 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業所等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- II 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- III 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

## 9. 申請書及び資料の提出方法

(1) 6. 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等により作成した申請書に、8. 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等により作成した資料を添付し提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

①受付期限：電子入札システムにより提出する場合及び紙入札方式による場合は別表－1のとおり。

②受付場所：5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。

③提出方法：申請書及び資料は、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、上記②に申請書及び資料を郵送等により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

④電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下のいずれかによること。なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

- Microsoft Word (Word2016形式以降のもの)
- Microsoft Excel (Excel2016形式以降のもの)
- Just System一太郎 (Pro4形式以降のもの)
- PDF ファイル

2) 複数の申請書及び資料は、1つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。また、複数のファイルを圧縮ファイルにすることにより1つのファイルにすることは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキヤーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は10MB以内に収め、電子入札システムの技術資料等アップロードシステムを用いて電子データを登録し、電子入札システムから登録結果データを提出すること。ただし、圧縮することにより10MB以内に収まる場合は、ZIP形式又はLZH形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書及び資料は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書及び資料のすべてを、申請書及び資料の提出期限必着で郵送等により提出すること。

また、提出する申請書及び資料と同内容の電子データを指定するメールアドレスへメールすること。ただし、電子入札システムにより申請書を提出した場合は除く。なお、電子メールにて提出する際のファイル形式はP D F形式とし、一度に送付できるファイル容量は5 M Bまでとし5 M Bを超えるファイルは分割し送付すること。

郵送等の送付先及びメールの送付先は、5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）の受付場所と同じとする。

郵送等で申請書及び資料を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式－6）のみを送信すること。

- ・郵送等により提出する旨の明示
- ・郵送等により提出する書類の目録
- ・郵送等により提出する書類の頁数
- ・発送年月日

なお、申請書の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要とする。ただし、指定の容量を超過して郵送等により提出する場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を記入して押印を省略する場合を除き、押印すること。

また、書面により提出された申請書及び資料とメールにより提出された電子データに相違がある場合は、書面により提出された申請内容をもって評価する。

（3）競争参加資格の結果は別表－1の日までに電子入札システムで通知する。（ただし、書面により申請した場合は、電子メールにより通知する。）

（4）押印省略

契約手続きで使用する様式（契約書及び契約締結を委任する委任状を除く）を紙で提出する場合にあっては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（連絡先は2以上）」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式○と同じ」と記載すること等により、2つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。

（5）その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤提出された申請書及び資料が入札説明書で求めた要件と異なる場合又は不備等がある場合は、その項目について評価しないことがある。

10. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ①受付期間：別表－1のとおり。
- ②受付場所：5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）と同じ。
- ③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合

は書面（様式は自由）を郵送等により提出することとし、FAXによるものは受け付けない。なお、別表－1の期間内に必着である。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは別表－1の日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては電子メールにより回答する。
- (3) 分任支出負担行為担当官が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

#### 11. 歩掛見積参考資料の交付

競争参加資格を有する者に対しては、見積もりを行うために必要な歩掛見積参考資料を下記のとおり交付する。

- (1) 交付期間：別表－1のとおり。
- (2) 交付方法：電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に電子メールにて依頼を行うこと。

#### 12. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

#### 13. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ①提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は電子メールにより提出するものとする。
- ②受領期間及び回答日：以下の区切りにより質問を受付け、また回答する。
- ・申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
  - ・申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。
  - ・図面及び仕様書等に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
  - ・図面及び仕様書等に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。
- また、紙入札参加予定者に対しては電子メールにより上記のとおり回答する。
- ③受付場所：5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。
- (2) 質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。
- 紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

#### 14. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。
- 入札の締切は、別表－1のとおり。
- 電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は関東地方

整備局利根川下流河川事務所経理課に紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。これ以外の方法による提出は認めない。

開札は、別表一のとおり。関東地方整備局利根川下流河川事務所経理課にて行う。なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。））を予定する。

（2）場所：〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

関東地方整備局 利根川下流河川事務所 経理課

（3）その他：紙による入札を行う場合は、分任支出負担行為担当官関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

（4）契約締結日及び工期の始期は令和6年4月1日とする。

ただし、令和6年4月1日までに令和6年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかつた場合は、契約締結日は令和6年4月2日以降、予算が成立した日とする。

（5）暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

## 15. 入札方法等

（1）入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。これ以外の方法による提出は認めない。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

（4）予決令第99条の2に基づく随意契約（以下「不落隨契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。なお、不落隨契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。

1) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

2) 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

3) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

## 16. 電子くじについて

電子入札システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札による入札参加者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力し、紙入札業者は、紙入札方式参加承諾願に記載するものとする。

## 17. 落札決定の方法

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(3)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙のとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

### (2) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格又は総合評価における評価値が同値（以下「同価格等」という。）の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には以下のとおり行うものとする。

#### 1) 同価格等の入札をした者が電子入札による入札参加者のみの場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

#### 2) 同価格等の入札をした者が電子入札による入札参加者と紙入札業者が混在する場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札業者が紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

#### 3) 同価格等の入札をした者が紙入札業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

### (3) 総合評価の方法

#### 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を43点とする。

#### 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②③の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記④の項目を評価して与える。

- ①企業の技術力
- ②配置予定技術者の技術力
- ③賃上げの実施に関する評価
- ④施工体制（施工体制評価点）

#### 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。

#### 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記

によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

5) 入札参加者の申込みに係る価格（V E 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記で求める施工体制の審査に係るヒアリングの追加資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、2) ④の施工体制の審査を特に重点的に行う。

#### (4) 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、ヒアリングに関する連絡を行う。なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡は行わない。

①場所：〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510  
関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 工務課  
電話 0299-63-2414

②資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙を参照のこと。）に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、別表-1の日までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は、別表-1の日までに行うものとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

提出を求めることがある追加資料は、別紙のとおり。

③その他：入札参加者別のヒアリング日時及び方法については、追って別紙-1により電子メールにて通知する。ヒアリングへの出席者には、配置予定の主任（監理）技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名とする。追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

なお、天災・事故等やむを得ない事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、①へその旨申し出ること。

審査方法の概要は、別紙のとおり。

### 18. 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行茨城県鹿島代理店（常陽銀行鹿島支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1（低入札価格調査を受けた者との契約の場合は10分の3）以上とする。

- (3) 契約保証金等を必要とする契約の保証期間は、工期を含むものとする。

## 19. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、別記様式-7とし、本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入すること。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

### ・Microsoft Excel (Excel2016形式以降のもの)

なお、提出ファイルはPDFファイル等への変換は行わず、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、3MB以内に収まらない場合は郵送等により提出すること。ただし、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、ZIP形式又はLZH形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

- (3) 入札参加者は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合又は押印がある場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

①未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
- 3) 他の工事の内訳書である場合
- 4) 白紙である場合
- 5) 内訳書に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載が無い又は記載内容に不備がある場合（電子入札システムにより提出された場合又は押印がある場合を除く。）
- 6) 内訳書が特定できない場合
- 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②記載すべき事項が欠けている場合

- 1) 内訳の記載が全くない場合
- 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

③添付すべきではない書類が添付されていた場合

- 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④記載すべき事項に誤りがある場合

- 1) 発注者名に誤りがある場合
- 2) 発注案件名に誤りがある場合
- 3) 提出業者名に誤りがある場合
- 4) 内訳書の合計金額（工事価格）が入札価格と異なる場合

##### ⑤その他未提出又は不備がある場合

(4) 施工体制確認型総合評価方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第一回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出が（1）に違反して行われず、別冊関東地方整備局競争契約入札心得第6条第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする。

#### 20. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

#### 21. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊関東地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4. 競争参加資格に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

#### 22. 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

#### 23. 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、死亡、疾病、出産、育児、介護、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の主任（監理）技術者を変更する場合は、4. 競争参加資格で配置予定の主任（監理）技術者に求める基準を満たし、かつ、当初の配置予定の主任（監理）技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 24. 若手技術者の確認

落札決定後、配置予定の若手技術者（35歳以下）を変更する場合は、当初配置予定の

若手技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 25. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、入札日から過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、  
4. 競争参加資格で配置予定の主任（監理）技術者に求める要件と同一の要件（4. 競争参加資格で配置予定の主任（監理）技術者に求める同種工事の工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。なお、監理技術者補佐との兼務は認めない。

① 70点未満の工事成績評定を通知された企業。

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

## 26. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。また、第54条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」とする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定（予定を含む。）後に以下の手続きを取るものとする。

(1) 別冊契約書案第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札（予定）者は落札決定（予定を含む。）の日から2日以内（休日を除く。）にその旨を申し出なければならない。

(2) (1)の申し出があった場合、分任支出負担行為担当官は落札（予定）者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。

(3) 落札（予定）者は調査の実施に協力し、落札決定（予定を含む。）の日から5日以内（休日を除く。）に必要な書類を提出すること。

(4) (2)の調査の結果、請負代金債権が工事の施工以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後に関東地方整備局利根川下流河川事務所經理課まで申し出ること。紙契約方式にあたって使用する契約書は、別冊契約書案により作成し、記名押印のうえ、2通を分任支出負担行為担当官

に提出すること。

27. 支払条件

本工事の支払条件は下記のとおりとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払または部分払4回（どちらか一方を選択）
- (3) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

28. 火災保険の付保の要否

否

29. 本発注工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本発注工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。

無

30. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、霞ヶ浦河川事務所長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。  
但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。提出先は、5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）とする。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

31. 再苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、局長に対して再苦情を申し立てができる。再苦情申立てについては関東地方整備局入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

- ・受付窓口：関東地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係  
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館 17階  
電話 048-601-3151（代）（内）2525

- ・受付時間：休日を除く毎日9時15分から18時00分まで。

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

- ・書類等の入手先：(2)の受付窓口

32. 関連情報を入手するための照会窓口

5. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）と同じ。

33. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊関東地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、  
関東地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指  
名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における  
場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該  
実績を当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併  
及び会社分割等における一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）  
を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）
- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を本発注工事に配置する  
こと。
- (6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。
- (8) システム操作上の手引書としては、国土交通省電子入札システムホームページで公  
開している「ご利用ガイド」を参考とすること。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
    - 国土交通省電子入札システムヘルプデスク TEL03-3798-9476
    - 国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp/>
  - ・I Cカードの不具合等発生時の問い合わせ先
    - 取得している I Cカードの認証機関
- ただし、申請書及び資料、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する  
場合は、関東地方整備局利根川下流河川事務所経理課 TEL0478-52-6362  
へ連絡すること。
- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、  
通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認をおこなうこと。確認を怠った  
場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 辞退届受付票
  - 日時変更通知書
  - 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 決定通知書
  - 保留通知書
  - 取止め通知書

- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (12) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別表－1

## 本発注工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。  
就業時間 8時30分から17時15分まで。

3．工事概要 (7)	紙入札方式の申請の受付期間	令和6年2月1日（木）から令和6年2月9日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く、就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分までとする。）
4．競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成20年4月1日以降
8．評価方法及び 資料（総合評価に 関する資料）の確 認等（1）	同種工事の施工実績の評価対象期間	平成20年4月1日以降
	工事成績の評価対象期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
	都県・政令市における工事成績の評価対象期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
	優良工事等表彰受賞の有無の評価対象年度	令和5年度
	都県・政令市における優良工事等表彰受賞の有無の評価対象期間	令和5年2月1日以降
	近隣地域内での施工実績の評価対象期間	平成25年4月1日以降
	災害協定等に基づく活動実績の有無の評価対象期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（なお、平成30年4月1日から平成31年3月31までの災害活動等の実績を含む）
8．評価方法及び 資料（総合評価に 関する資料）の確 認等（2）	難工事施工実績の評価対象期間	令和5年2月1日以降
	表彰の評価対象年度	令和5年度
	同種工事の工事経験の評価対象期間	平成20年4月1日以降
	同種工事の工事成績の評価対象期間	平成31年4月1日から令和5年3月31日まで
	都県・政令市における工事成績の評価対象期間	平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

	優秀工事技術者表彰の評価対象期間	令和2年度から令和5年度まで
	都県・政令市における優秀工事技術者表彰の評価対象期間	令和2年2月1日以降
	難工事施工経験の評価対象期間	令和2年2月1日以降
	表彰の評価対象年度	令和2年度から令和5年度まで
9. 申請書及び資料の提出方法 (2) ①	申請書及び資料の受付期限 (審査基準日)	令和6年2月9日（金）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、休日を除く)
9. 申請書及び資料の提出方法 (3)	競争参加資格の結果通知期限	令和6年2月29日（木）
10. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	受付期間	競争参加資格確認通知日から令和6年3月7日（木）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く)
	説明を求められたときの回答期限	令和6年3月14日（木）
11. 歩掛見積参考資料の交付	交付期間	令和6年2月29日（木）から令和6年3月8日（金）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、電子入札システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、休日を除く)
13. 入札説明書に対する質問	申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限	令和6年2月1日（木）から令和6年2月5日（月）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。ただし、休日を除く)
	申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限	令和6年2月7日（水）まで。
	図面及び仕様書等に対する質問の受領期限	令和6年2月1日（木）から令和6年2月27日（火）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。ただし、休日を除く)

	図面及び仕様書等に対する質問 の回答期限	令和6年3月5日（火）まで。
14. 入札及び開札 の日時及び場所等	入札の締切	令和6年3月8日（金）12時00分
	開札	令和6年3月13日（水）11時00分
17. 落札決定の方 法（4）	追加資料を提出する旨の連絡期 限	令和6年3月14日（木）17時15分
	追加資料の提出期限	令和6年3月18日（月）17時15分

別表－2

本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。

①	「ワンデーレスpons」実施工事	現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスpons」を実施する工事である。
②	完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事	本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、本発注工事の成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
③	工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事	調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査においては、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合において、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては、工事成績評定を減ずる試行工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は霞ヶ浦河川事務所のホームページにより公表する。
④	総価契約単価合意方式	<p>契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。</p> <p>また、本方式の実施方式としては、イ 「単価個別合意方式」（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。口において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）ロ 「包括的単価個別合意方式」（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が「単価個別合意方式」を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、「包括的単価個別合意方式」を適用するものとする。</p> <p>なお、受注者が「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。</p> <p>その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。</p>
⑤	出来高部分払方式	中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑥	「設計審査会」の設置対象工事	発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」の設置対象工事である。

⑦	難工事施工実績評価対象工事	過去に受注した「難工事指定」の試行工事において、完成時の工事成績評定が70点以上であった場合、本発注工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事施工実績評価対象工事」の試行工事である。
⑧	難工事功労表彰評価対象工事	過去に受注した「難工事指定」の試行工事について「難工事功労表彰」を受けた場合に、本発注工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事功労表彰評価」の試行工事である。
⑨	週休2日制適用工事 【発注者指定方式】	<p>本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行である。</p> <p>工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。</p> <p>また、本発注工事の完成時に履行実績取組証が発行された場合、今後発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。履行実績取組証は、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合、発行するものである。</p> <p>詳細については、特記仕様書によるものとする。</p>
⑩	地域密着工事型	総合評価落札方式における「企業の技術力」の評価にあたって、地域精通度・地域貢献度を重視して評価を行う「地域密着工事型」対象工事である。
⑪	「生産性向上チャレンジ」の試行工事	本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」を行う試行工事である。詳細については、特記仕様書によるものとする。
⑫	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	本工事は、夏季における、真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。詳細については、特記仕様書によるものとする。